

地域医療介護総合確保基金の活用について

参考資料1

県では地域医療介護総合確保基金の活用にあたって、国の示す下記標準事業例を参考としながら、毎年基金計画を作成・実施し、地域医療構想を推進している。

事業区分		標準事業例	事業の概要
I 病床の機能分化・連携のために必要な事業	(1) 医療提供体制の改革に向けた施設・設備の整備等	1 ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の切れ目のない医療情報連携を可能とするため、医療機関相互のネットワーク構築を図るとともに、津波などによる診療情報流出防止の観点から、防災上安全な地域にデータサーバーを設置し、診療情報等のデータを当該サーバーに標準的な形式で保存することができるよう設備の整備を行う。
		2 精神科長期療養患者の地域移行を進め、医療機関の病床削減に資するため、精神科医療機関の病床のデイケア施設や地域生活支援のための事業への移行を促進するための施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備を行う。
		3 がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備を行う。
		4 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対して全身と口腔機能の向上を図るため、病棟・外来に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、患者の口腔管理を行う。また、病院内の退院時支援を行う部署(地域医療連携室等)等に歯科医師及び歯科衛生士を配置又は派遣し、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を行う。
		5 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備を行う。
		6 妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所・助産師外来の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の設置に対する支援を行う。

※全体版は参考資料2

(平成29年1月27日医政地発0127号第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例及び標準単価の設定について」)より一部抜粋

地域医療介護総合確保基金の活用について

Ⅱ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業	(1) 在宅医療を支える体制整備等	7	在宅医療の実施に係る拠点の整備	市町村及び地域の医師会が主体となって、在宅患者の日常療養生活の支援・看取りのために、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師が連携し、医療側から介護側へ支援するための在宅医療連携拠点を整備することにかかる経費に対する支援を行う。
		8	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	在宅患者の退院調整や急変時の入院受入整備等に資する病院との医療連携体制の運営に係る人件費(調整等を図るための人員雇用分等)や会議費などに対する支援を行う。
		9	在宅医療推進協議会の設置・運営	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協議会による「在宅医療推進協議会」の設置、訪問看護に関する課題、対策等を検討するため訪問看護関係者で構成する「訪問看護推進協議会」を設置し、保健所における圏域連携会議の開催を促進する。上記協議会を開催するための会議費、諸謝金等に対する支援を行う。
		10	在宅医療の人材育成基盤を整備するための研修の実施	在宅医療に取り組む病院関係者への理解を深めるために「在宅医療導入研修」を実施する。また、在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修、地域包括ケア体制の構築・推進を担う保健師(市町村主管部門、保健所等)に対する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		11	かかりつけ医育成のための研修やかかりつけ医を持つことに対する普及・啓発	かかりつけ医の普及・定着を推進するため、地域医師会等における、医師に対する研修や、住民に対する広報活動に対する支援を行う。
		12	訪問看護の促進、人材確保を図るための研修等の実施	訪問看護の安定的な提供体制を整備するための機能強化型訪問看護ステーションの設置支援等、訪問看護の人材育成及び人材確保を推進するための退院調整研修や人事交流派遣支援等、訪問看護の認知度を高め、訪問看護の役割を地域に浸透させるための講演会等を実施する。上記の研修等の実施に必要な経費に対する支援を行う。
		13	認知症ケアバスや入退院時の連携バスの作成など認知症ケア等に関する医療介護連携体制の構築	認知症への対応など多職種間の連携を図るため、認知症専門医の指導の下、地域の医療と介護の連携の場を設け、各地域における認知症ケアの流れ(認知症ケアバス)等の検討を支援する。
		14	認知症疾患医療センター診療型における鑑別診断の実施	認知症疾患医療センターの一類型として指定された診療所が、他医療機関とネットワークを構築し、認知症の鑑別診断につなげるための経費に対する支援を行う。
		15	早期退院・地域定着支援のため精神科医療機関内の委員会への地域援助事業者の参画支援等	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘するなど、地域における医療と福祉の連携体制を整備するための経費に対する支援を行う。
		16	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備	在宅歯科医療を推進するため、都道府県歯科医師会等に在宅歯科医療連携室を設置し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の開業、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出の実施にかかる運営費等に対する支援を行う。
		17	在宅歯科医療連携室と在宅医療連携拠点や地域包括支援センター等との連携の推進	現在、都道府県歯科医師会等に設置されている在宅歯科医療連携室を都道府県単位だけでなく、二次医療圏単位や市町村単位へ拡充して設置し、在宅医療連携拠点、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、地域包括支援センター等と連携し、在宅歯科医療希望者の歯科診療所の開業、在宅歯科医療等に関する相談、在宅歯科医療を実施しようとする医療機関に対する歯科医療機器等の貸出にかかる運営費等に対する支援を行う。
		18	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅で療養する難病や認知症等の疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師、歯科衛生士を対象とした、当該疾患に対する知識や歯科治療技術等の研修の実施に必要な経費の支援を行う。
		19	在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
		20	在宅歯科患者搬送車の設備整備	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関(在宅療養支援歯科診療所等)でカバーできない空白地域の患者に対して必要な医療が実施できるよう、地域で拠点となる病院等を中心とした搬送体制を整備する。
		21	在宅歯科医療を実施するための人材の確保支援	在宅歯科医療を実施する歯科診療所の後方支援を行う病院歯科等の歯科医師、歯科衛生士の確保を行う。
進(3) 在宅に必要(薬剤)等を推		22	訪問薬剤管理指導を行おうとする薬局への研修や実施している薬局の周知	これまで訪問薬剤管理指導に取り組んだ経験のない薬局に対して地域薬剤師会が行う研修の実施を支援する。また、患者が入院から在宅療養へ円滑に移行するために、地域薬剤師会が訪問薬剤管理指導を実施している薬局の周知・紹介を行うことを支援する。
		23	在宅医療における衛生材料等の円滑供給の体制整備	在宅医療における衛生材料・医療材料の供給を円滑に行うため、地域で使用する衛生材料等の規格・品目統一等に関する協議を地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で行うとともに、地域で使用する衛生材料等の供給拠点となる薬局が設備整備を行うことを支援する。
		24	終末期医療に必要な医療用麻薬の円滑供給の支援	人生の最終段階の医療の実施に当たり、疼痛コントロールが円滑にできるようにするため、地域で使用する医療用麻薬について、地域の関係者間(地域医師会、地域薬剤師会、訪問看護ステーション等)で品目・規格統一等に関する協議等を実施することを支援する。

※全体版は参考資料2

(平成29年1月27日医政地発0127号
第1号厚生労働省医政局地域医療
計画課長通知
「地域医療介護総合確保基金(医療
分)に係る標準事業例及び標準単価
の設定について」より一部抜粋

本県で活用例のある基金事業について

地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ－１と事業区分Ⅰ－２の活用の整理

- 地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金（区分Ⅰ－１：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）により財政支援（国：2/3、都道府県1/3）を行っている。
- 令和２年度に予算事業として措置された「病床機能再編支援事業」を、令和３年度より消費税財源とするための法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に全額国費（国：10/10）の事業（区分Ⅰ－２：地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業）として位置付けた。
- 両事業の組み合わせにより病床機能の再編や医療機関が統合を進める際の支援を強化するとともに、財政支援の死角を無くし、地域医療構想の推進を加速化する。

支援策

地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業 （令和４年度予算額 公費200億円（事業区分Ⅰ－１））

- A 再編統合に伴い必要となる施設・設備整備費
- B 再編統合と一体的に行う宿舎・院内保育所の施設整備費
- C 急性期病床から回復期病床等への転換に要する建設費用
- D 不要となる建物（病棟・病室等）・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失
- E 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の都増相当額

施設・設備の整備に係る費用が基本

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業 （令和４年度予算額 全額国費195億円（事業区分Ⅰ－２））

- ① 「単独医療機関」の取組に対する財政支援
病床数の減少を伴う病床機能再編をした医療機関に対し、減少する病床数に応じた支援
- ② 「複数医療機関」の取組に対する財政支援
(ア) 統合に伴い病床数を減少する場合のコストに充当するための支援
※関係医療機関全体へ支給し、配分は関係医療機関間で調整
※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
(イ) 統合に伴って引き継がれる残債を、より長期の債務に借り換える際の利払い費の支援

※①②ともに稼働病床の10%以上減少することが条件

事業区分Ⅰ－１では対処できない課題について対処

単独医療機関の病床機能再編の活用事例



複数医療機関の統合の活用事例



病床の機能転換

Cの活用が可能

出典：厚労労働省HP
「病床機能再編支援事業（事業区分Ⅰ－２）」

本県実績

Aのみ

- ・秋田周辺
(3医療機関)
- ・由利本荘・にかほ
(1医療機関)
- ・湯沢・雄勝
(2医療機関)

①のみ

- ・能代・山本
(2医療機関)
- ・秋田周辺
(2医療機関)
- ・由利本荘・にかほ
(1医療機関)
- ・大仙・仙北
(1医療機関)
- ・湯沢・雄勝
(1医療機関)

C+D+①

- ・由利本荘・にかほ
(1病院)

複数医療機関の 統合の活用事例

- ・活用事例なし

本県で活用例のある基金事業について

1. 施設の整備に対する補助金

①秋田県病床機能分化連携促進事業費補助金

項目	内容
基準額	1病室あたり25㎡×整備後の区域の病床数×181,600円
対象経費	病床機能報告制度における回復期病床への転換を促進するために必要な施設又は設備の整備に要する工事費又は工事請負費
補助率	1／2
目的	病床機能報告制度における回復期病床への転換を促進するために必要な施設または設備の整備に対する支援を行うことにより、在宅医療の実施体制強化を図る。
交付対象事業	(1) 病床機能分化連携促進施設整備事業 病院又は有床診療所が行う、回復期機能の提供に必要な施設の整備。 (2) 病床機能分化連携促進設備整備事業 病院又は有床診療所が行う、回復期機能の提供に必要な設備の整備。

本県で活用例のある基金事業について

②秋田県地域医療構想推進施設設備等補助金

項目	内容															
基準額	(1)診療所施設整備事業 別表2に定める1平方メートルあたり単価×次に掲げる基準面積 (基準面積:1,000㎡) (2)病院解体事業 適正な解体費用の実支出額 【別表2】1平方メートルあたり単価表 <table><tr><td>1 種目等</td><td>2 構造別</td><td>3 単価</td></tr><tr><td rowspan="2">病院</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>214,600</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>187,100</td></tr><tr><td rowspan="3">診療所 (豪雪地区(秋田県全 域))</td><td>鉄筋コンクリート</td><td>172,300</td></tr><tr><td>ブロック</td><td>150,100</td></tr><tr><td>木造</td><td>172,300</td></tr></table>	1 種目等	2 構造別	3 単価	病院	鉄筋コンクリート	214,600	ブロック	187,100	診療所 (豪雪地区(秋田県全 域))	鉄筋コンクリート	172,300	ブロック	150,100	木造	172,300
1 種目等	2 構造別	3 単価														
病院	鉄筋コンクリート	214,600														
	ブロック	187,100														
診療所 (豪雪地区(秋田県全 域))	鉄筋コンクリート	172,300														
	ブロック	150,100														
	木造	172,300														
対象経費	(1)地域に必要な医療を提供する有床・無床診療所の整備に要する工事費又は工事請負費 (2)(1)の施設整備に伴う解体に要する工事費又は工事請負費															
補助率	1／2															
目的	地域医療構想を推進するために必要な施設の整備に対する支援を行うことにより、地域に必要な医療提供体制の構築を図る。															
補助対象事業	(1)診療所施設整備事業 地域に必要な医療を提供する、有床・無床診療所の新築・増改築に係る施設の整備 (2)病院解体事業 (1)の施設整備に伴う、既存施設(病院等)の解体															

本県で活用例のある基金事業について(予定)

③地域医療推進法人等地域連携支援事業(予定)

以下、令和5年5月24日医政地発0524号第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」より一部抜粋

(1)標準事業例「5.病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備」

標準事業例5については、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」を対象としています。以下に掲げる経費についても、当該事業に関連するものとして対象として差し支えありません。

項目	内容
補助対象事業	(1)地域医療連携推進法人の立上げに係る経費
対象経費	地域医療構想調整会議において合意が得られた複数医療機関が関わる病床機能の分化・連携に係る計画や方針(事業区分1-2(病床機能再編支援補助金)に係る単独病床機能再編計画や統合計画など)を踏まえ、病床機能の転換・病床数の減少・複数医療機関の再編について具体的取組を進めていくことを目的として地域医療連携推進法人を立ち上げる場合、立上げ時に必要となる費用として以下の経費(病床機能分化・連携に係る費用に限る)を補助対象として差し支えありません。 ただし、補助対象の期間は、地域医療連携推進法人設立前後の3年間を上限とします。 ・会議費・説明会費・旅費・法人事務局経費(法人設立経費を含む) ・共同研修に係る経費・調査分析、事業計画策定、監査などの委託費 ・職員の異動や派遣等に伴う経費

本県で活用例のある基金事業について

2. 病床の削減に対する給付金

①秋田県単独病床機能再編支援給付金

項目	内容
交付額	高度急性期、急性期及び慢性期の3区分の病床を10%以上削減する医療機関に対し、削減病床1床あたり、病床稼働率に応じた額を交付
補助率	10／10
目的	地域医療構想の実現のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。
交付対象事業	(1)単独支援給付金支給事業 地域医療構想の実現に向け、病床数を減少する医療機関に対する給付事業

3. その他本県の基金活用事例について

その他本県で取り組んでいる基金事業については下記の県HPにある年度別計画に記載

【検索】「秋田県 地域医療総合確保基金について」

【URL】<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/42305>